

令和 7 年 10 月 2 日

富士吉田市長 堀内 茂 様

富士吉田市下水道事業運営審議会
会長 渡邊 幸壽

富士吉田市下水道使用料について（答申）

令和 7 年 5 月 23 日付け富 7 水管発第 2 号において、適正な下水道使用料の水準や体系について市長より諮問を受け、下記のとおり答申します。なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

下水道は、環境保全・公衆衛生の向上を図り、良好な生活環境を確保するための重要な公共施設であり、受益者負担に配慮するとともに、将来に渡り事業の適正な運営を行う必要がある。一方、公共下水道事業は公営企業であり、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算制の原則に従い経営されるべきであるが、不足する経費を一般会計からの繰入金に大きく依存している状況である。

今後、人口減少等の社会的背景による使用料収入の減少、物価上昇による処理施設等の維持管理費の増大などの影響により健全な経営が困難と予測されることから、持続可能な事業運営および安定的な下水道サービスの供給を行うためには、下水道使用料の改定が必要であると判断した。

(審議結果)

1. 経費回収率の目標値について

下水道接続者数の拡大と使用料単価設定とのバランスを図り、昨今の社会情勢を踏まえ、急激な住民負担の増加とならないよう令和18年度に経費回収率80%を目指す経営目標が妥当である。

2. 経費回収率の上げ幅について

使用料改定は、令和8年度から段階的に改定を行う計画とし、均衡的に経費回収率を上げていく目標設定が妥当である。

3. 下水道使用料の設定について

以下のとおり改定することが妥当である。

- ①一般用においては、住民生活の負担軽減を考慮した内容で改定。
- ②公衆浴場用および染色・織物整理専業用においては、その用途の特性により改定しない。
- ③臨時用においては、一般用の改定にあわせて改定。

具体的には下記表のとおり。

一般用

区分	水量	現行 使用料	R8 改定後 使用料	改定率
基本使用料	20 m ³ まで	1,650 円	1,650 円	0%
従量使用料	21 m ³ ～100 m ³ まで	85 円	85 円	0%
	101 m ³ ～200 m ³ まで	95 円	112 円	18%
	201 m ³ ～1000 m ³ まで	105 円	124 円	18%
	1001 m ³ を超えるもの	115 円	136 円	18%

臨時用

区分	水量	現行 使用料	R8 改定後 使用料	改定率
-	1 m ³ につき	115 円	136 円	18%

(改定期)

令和8年4月1日（※6月検針分より）

(附帯意見)

1. 経営の健全化

今回の使用料改定による収支の改善は、経営戦略に掲げられた事業計画と経営基盤強化策が着実に実施されることが前提である。そのため、的確に経営状況を把握するとともに、検証と評価、必要な見直し等を行いしっかりととした戦略を持って、さらなる経営の健全化を図られたい。

2. 定期的な見直し

人口減少や物価上昇など下水道事業を取り巻く環境の変化が激しい中、約 25 年ぶりの改定であり、負担増加分については均等に負担すべきであるが、事業者など大口利用者にのみの負担増となる一方、下水道利用者の約 9 割の一般家庭等の住民生活を考慮するとやむを得ない。今後、社会経済情勢を常に把握し、バランスを図りながら定期的な 5 年毎の見直しに限らず、状況に応じ適切な下水道使用料の検討を行うよう努められたい。

3. 使用料改定の周知

下水道が生活環境に重要な公共施設であることの認識とともに、受益者負担の経営を行う必要があるが、依然として市税に頼った経営にある。新しい使用料体系の背景として事業者等の大口利用者が負担を担うことの相互理解に加え、一般家庭等の小口利用者への今後の下水道使用料負担の方向性の理解等、使用料改定の必要性について理解を得るよう努められたい。

4. 下水道接続率（水洗化率）の向上

下水道使用料の增收のため、下水道接続率（水洗化率）が向上できるよう、補助制度の見直しや広報等の周知、戸別訪問などを実施し、接続率向上に努められたい。